

4 結 果

1 月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、

1 月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは、認められなかった。

昭和59年 1 月分

1 歳入歳出の状況

昭和58年度

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	12,426,653	689,686,617 764,070,706	9,960,851,360 8,806,080,128	80.2% 70.9	1,154,771,232
国保会計	1,252,838	108,308,187 92,202,828	863,173,294 779,384,292	68.9 62.2	83,789,002
区画整理 会 計	68,253	848,981 391,554	67,912,937 5,759,952	99.5 8.4	62,152,985
下水道 事業会計	2,396,423	164,139,936 145,969,523	1,300,112,991 1,272,771,764	54.3 53.1	27,341,227
老人保健 医療会計	936,141	46,026,000 59,719,857	505,616,364 503,528,792	54.0 53.8	2,087,572
受託水道 事業会計	501,440	39,277,195 19,083,789	365,977,000 324,124,926	73.0 64.6	41,852,074
合 計	17,581,748	1,048,286,910 1,081,438,257	13,063,643,946 11,691,649,854	74.3 66.5	1,371,994,092

・運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	53,551,930	194,833,446	231,463,676	16,921,700
都 税	112,726,182	70,860,047	112,726,182	70,860,047
合 計	166,278,112	265,693,493	344,189,858	87,781,747

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金				
用品調達	568,530	410,767	300,088	679,209
土地開発	136,309,834	0	0	136,309,834
職員退職準備	49,999,407	0	0	49,999,407
庁舎増築	61,022,547	0	0	61,022,547
都市施設整備	1,390,201,337	0	0	1,390,201,337
中小企業振興 資金一時補填	524,097	10,000	0	534,097
仮称第八小学校 建設	180,808,969	0	0	180,808,969
福生市育英 基金	13,150,000	0	0	13,150,000
国保高額療養費 貸付金	184,2725	136,152	450,264	1,528,613
市営住宅等 管理基金	15,733,735	0	0	15,733,735
財政調整基金	340,000,000	0	0	340,000,000
合 計	2,190,161,181	556,919	750,352	2,189,967,748

審査報告

陳情 審査報告書

- | | | | |
|----|---------|--------------|-----------------|
| 一件 | 名 | 陳情第五十八―十九号 | 厚生省の食品行政に関する陳情書 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十八年十二月二十日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十九年二月十四日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、採択すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和五十九年二月十四日

厚生委員会

委員長 仲村清信

福生市議会議長 田村市郎 殿

第一回福生市議会

定

例

会会議録(第二号)

昭和五九年三月九日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	東田	正治	君	十八番	塚川	寛	君
十五番	加藤	諄之助	君	十六番	高木	惣八	君
十三番	小野沢	久	君	十四番	仲村	清信	君
十一番	原	敏子	君	十二番	遠藤	洋一	君
九番	上野	重勝	君	十番	木村	徳藏	君
七番	井上	寅吉	君	八番	石川	保	君
五番	赤星	行人	君	六番	齋藤	巽	君
三番	村野	和一郎	君	四番	石川	泰一	君
一番	林田	武	君	二番	左原	博	君

十九番 宮沢 良一 君
 二十番 指田 保雄 君
 二十一番 田村 市郎 君
 二十二番 村尾 栄次 君
 二十三番 森田 治男 君
 二十四番 関 米吉 君

一 欠席議員は次のとおりである。

一 番 なし
 二 番 なし
 三 番 なし
 四 番 なし
 五 番 なし
 六 番 なし
 七 番 なし
 八 番 なし
 九 番 なし
 十 番 なし
 十一 番 なし
 十二 番 なし
 十三 番 なし
 十四 番 なし
 十五 番 なし
 十六 番 なし
 十七 番 なし
 十八 番 なし
 十九 番 なし
 二十 番 なし
 二十一 番 なし
 二十二 番 なし
 二十三 番 なし
 二十四 番 なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

第一回 野市市議会 会合録 (第二号)

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事 臨時速記事務員
 局長 島田 幸治 君
 補佐員 川久保 友子 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市 長 田村 匡雄 君
 役 古谷 徳男 君
 収入 役 高水 永君
 企画財政部長 生子 国利 君
 総務部長 浅見 裕康 君
 市 民 部 長 井上 久男 君
 福祉部長 須崎 進 君
 建設部長 内田 和雄 君
 教育次長 八木 房雄 君
 監査委員事務局長 事務取扱 森田 武 君
 選挙管理委員会事務局局長 篠崎 寛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十九年第一回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 三月九日（金）午前十時

日程第一 陳情書の取り下げ願について

日程第二 議案第五号 福生市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の

一部を改正する条例

日程第三 議案第六号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に關す

る条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第七号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第八号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第九号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第十号 福生市の一般職の職員の定年等に関する条例

日程第八 議案第二十六号 福生市議会の議員の昭和五十九年三月期期末手当の支給

割合を定める条例

日程第九 議案第二十七号

福生市の一般職員の昭和五十九年三月期期末手当の支給

割合を定める条例

日程第十 議案第十一号

福生市長選挙公営立会演説会条例を廃止する条例

日程第十一 議案第十二号

西多摩衛生組合規約の一部を変更する規約

日程第十二 議案第十三号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第六号）

日程第十三 議案第十四号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（

第四号）

日程第十四 議案第十五号 昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整

理事業会計補正予算（第三号）

日程第十五 議案第十六号 昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

日程第十六 議案第十七号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三

号）

日程第十七 議案第十八号 昭和五十九年度福生市一般会計予算

日程第十八 議案第十九号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第十九 議案第二十号 昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第二十

議案第二十一号

昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整

日程第二十一

議案第二十二号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算

日程第二十二

議案第二十三号

昭和五十九年度福生市受託水道事業会計予算

日程第二十三

議案第二十四号

市道路線の認定について

日程第二十四

請願第五十八—四号

食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願書（審査報告）

日程第二十五

陳情第五十八—十九号

厚生省の食品行政に関する陳情書（審査報告）

日程第二十六

陳情第五十九—一号

国立病院・療養所存置に関する陳情書

日程第二十七

議案第二十五号

食品添加物の指定品目拡大反対に関する意見書

午前十時

開議

○議長（田村市郎君）

ただいまから昭和五十九年第一回福生市議会

定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（田村市郎君）

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諮般の報告をいたさせます。

（林田議会事務局局長報告）

一、追加議案の送付について

○議長（田村市郎君）

以上で報告は終わりました。

○議長（田村市郎君）

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君登壇）

○議会運営委員長（宮沢良一君）

御指名でございますので、昨日、全員協議会終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果に

ついで報告いたします。

○本日（田村市郎君） 本日の日程ですが、新しく追加された議案は期末手当の各条例二件であり、お手元に御配付の日程表のとおり日程第八と第九としてお願いし、その他は昨日示した順序で編成いたしました。

また新しく追加された議案の取り扱いますが、支給日の関係もあり慎重に審査の上、即決とすることといたしました。

以上でございしますが、本日の議会がスムーズに運営されますようお願いし、報告いたします。

○議長（田村市郎君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（田村市郎君） これより日程に入ります。

日程第一 陳情書の取り下げ願についてを議題といたします。

本件は、目下厚生委員会において付託審査中となっております。陳情第五十八号 玉川台町会集會施設建設に関する陳情書について

陳情者代表より取り下げ願が提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は願出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって本件取り下げ願は承認することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第二 議案第五号 福生市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（篠崎 寛君） 御指名がござりましたので、議案第五号 福生市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容

につきまして御説明申し上げます。

昨年の十一月に公職選挙法の一部改正が行なわれました。各選挙の選挙運動期間の短縮を初め、立候補届け出期間を二日間から一日とする。また、立会演説会制度の廃止等々の改正が行われたところでございます。本議案はこの法律改正に関連するもので、選挙運動期間が指定都市以外の市は十日間であったものが七日間と、三日短縮されたことに伴いまして選挙公報の発行につきも同様に日程的に三日間短くなり、その印刷から配布終了まで相当迅速な対応が迫られてまいりました。

そこで主要な選挙行為の一環である選挙公報を少しでも早く期間内に配布を終了するために当市の選挙管理委員会を検討しました結果、従来の選挙公報掲載申請については選挙の告示日とその翌日の二日間でありましたが、立候補の届け出が告示日のみとなつたこと。また、国会議員及び都道府県知事選挙の公報申請期間が四日間から二日間に短縮されたことをも考慮いたしまして、選挙公

報掲載申請の期日を立候補の届け出日とするにとりやむを得ないという結論でございまして、市長あて本条例案の提案を依頼した次第であります。

次に改正条例の内容について御説明申し上げます。

第一条から第三条第一項の前段までの改正部分は字句及び用語の整備でございまして。

第三条第一項の後段部分がさきに申し上げましたものでございまして、選挙公報掲載分の申請につきまして「委員会の指定する期限までの文言を「法第八十六條第一項及び第二項に規定する立候補の届出の日」に改めようとするものでございまして。同条第三項から第七条までの改正は字句、用語を統一的に整備しようとするための改正でござい

ます。なお、附則におきまして、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございまして。

以上、簡単ですが、議案第五号の提案理由並びにその説明に

かえらせていただきます。

よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五号は、

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第三 議案第六号 福生市非常勤の

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第六号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由と今の改正内容をご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、今回改正の対象となっておりますのは教育相談員を除きまして、いずれも医師等がその資格において従事する非常勤の特別職の職員のみでございます。これは例年とあり西多摩医師会との要望を受けまして西多摩地区の市町村と西多摩医師会との協議によつて予防接種医及び学校医の報酬額が決定されて、その額が決定いたしますと西多摩地区の市町村は統一的に報酬の額を改正するといふような方法に相

なっているわけでございます。

昭和五十九年度分につきましてすでに協議が終わっております。これに関連いたします医師、歯科医及び薬剤師が非常勤の特別職の職員となっている者につきまして改正をお願いをしようというものでございます。

なお、教育相談員中、専任の相談員の職にある非常勤の職員につきましても今回あわせてお願いを申し上げているわけでございます。けれど、本職は他の非常勤の特別職とその勤務形態が異なっております。毎週月曜日から金曜日までの週五日間勤務をいたしております。実態的には常勤に近い非常勤の特別職でございます。実務的にもその職務の性質上、規定されました時間外勤務規定されました時間外の勤務というのが非常に多くなっていることが現況でございます。そういう特殊性を考慮いたしまして報酬の改正をあわせてお願いを申し上げます。このことでございます。

次に改正の内容につきまして説明を申し上げます。

まず、医師等の報酬につきましては、ここに別表にそれぞれ記載してございますようにそれぞれの額をこの記載のとおり改正をしようとするものでございまして、改正の額は三百円から四千円まで、それからその改正の率は二・八八%から五%の引き上げとなっております。

次に教育相談員中の専任相談員につきましては七・六九%の引き上げでございまして、月額十四万円に改正をいたそうとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行日を昭和五十九年四月一日からと定めようとするものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきますとして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。議案第六号の説明にかえつていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)